

今回の調査結果により、日本ライフ協会の利用について

- ・ 73%が精神科病院入院者
- ・ 65%が病院職員の関与により利用
- ・ 弁護士等が間に入る三者契約より日本ライフ協会と利用者による二者契約の方が多い
- ・ 利用するための一時金は100万円以上が26%と最も多い

という傾向であった。

つまり、身寄りのない精神科病院長期入院者に対して、入院中の病院職員の関与により、その安全性を十分吟味することなく、100万円を超える高額な一時金支払いを要する民間団体のサービスを利用させていたと言える。

公益社団法人「成年後見センター・リーガルサポート」による調査によると、入院や入所時に身元保証人などを求める病院や介護施設は9割を超えたとのことであったが、病院や指定介護老人福祉施設等は正当な理由なく入院、入所を拒否してはならないとされていることから調整の余地は残されているかもしれない。

入院や施設に入所する際、身元保証人を求める理由として、下記のものが増えているが、口で囲ってある項目以外は他の手立てがある程度は可能と思われる。民間団体による身元保証が真に必要なのかどうか、より一層の検討が求められるだろう。

同団体の理事長声明では、「利用者が保証人を立てることなく契約を締結することができる仕組みを社会全体で構築し、利用者が保証人を立てることを求められない制度を制定すべきである」と提言している。

入院や施設に入所する際、身元保証人などを求めるか？
理由

・ 緊急連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・98%

- ・ 入院費・施設利用料の支払い・・・・・・・・・・91%
- ・ 入院計画書やケアプランの同意・・・・・・・・・・88%
- ・ 遺体・遺品の引き取りや葬儀・・・・・・・・・・86%
- ・ 本人の引き取り・・・・・・・・・・・・・・・・・・84%

・ 手術等の同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・82%

・ 債務（入院費や損害賠償など）の保証・・・・78%

公益社団法人「成年後見センター・リーガルサポート」の調査から

やむを得ない事情により民間団体による身元保証を受ける必要性が出てきたとしても、安易に紹介することは絶対にあってはならない。

「高齢化社会対応サイト」というホームページで、シニアライフ情報センターが民間団体との契約で注意する点として、以下の点を挙げている。

- ・ 預託金の管理方法を聞く
- ・ 説明は、知人などとともに複数人で聞く
- ・ 何を任せなのか、あらかじめ書き出しておく
- ・ サービスの支払いの明細書をもらえるようにする
- ・ 緊急時に誰が来てくれるのかを確認する
- ・ 解約時に払い戻される金額を確認する

今回の当協会の調査結果も踏まえると、これらに加え、

- ・ 三者契約となり預託金が担保されているかどうか
- ・ 実施主体が破綻した場合はどうなるか
- ・ 預託金の額が適正かどうか
- ・ 他の方策がないかきちんと吟味できているか

等も必須としたい。